

ごかの お知らせ

役場の代表電話は
☎0280(84)1111です

お知らせ

農業所得の確定申告を お願いします

毎年1月1日から12月31日ま

での1年間に農業を営み農産物
の販売による収入があつた方は、
確定申告をする必要があります。
ただし、事業としておこなつて
いない農業（農産物を全く出荷・
販売せずに、自家用の飯米や野
菜のみの場合）については、申
告の必要はありません。

○記帳・帳簿等の保存が必要です

・記帳する内容
売上などの収入金額、仕入れ
や経費に関する事項について、
取引の年月日・売上先・仕入
先・経費の金額等を帳簿に記
載します。

- ・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載し
た帳簿のほか、取引に伴つて
作成した帳簿や受け取つた請
求書・領収書などの書類を保
存する必要があります。収入
金額や必要経費を記載した帳
簿は7年、その他（請求書・
領収書等）は5年保存が必要
です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大
小にかかわらず、申告者ご自
身による収支計算のもとおこ
なうものです。収支内訳書が
事前に作成されていない場合、
確定申告をお受けすることは
できません。収支内訳書の作
成が困難な方は、令和8年2
月に開催予定の農業所得事前
相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法
に従つて計算し、納税する制
度です。役場での申告受付は
できません。

令和8年度 放課後児童クラブ利用申込の 受付を開始します

町民税務課 課税係
☎(84)1966(直通)

放課後児童クラブ利用申込の
受付を開始します

令和8年度の放課後児童クラ
ブの利用申込受付を次とのおり
実施します。

利用を希望される方は、町公
式ホームページまたはこども未
来課④番窓口にて提出書類を受
領の上、お申込ください。

○お問い合わせ

町民税務課 課税係
☎(84)1966(直通)

- ・お問い合わせ

土地・家屋の届出を お願いします

土地や家屋に対する固定資産
税は、毎年1月1日現在で課税
されます。年内に家屋の滅失（取
り壊し）や増築・改築をされた
場合、または売買などにより未
登記家屋の所有者が変わった場
合、町民税務課③番窓口まで届
出をしてください。

○事前相談会のお知らせ

また、土地の現況地目を変更
している場合も同様です。

ただし、すでに法務局で登記
を済ませている場合には、届
出不要です。

- お問い合わせ
- こども未来課 子育て支援係
☎(84)3618(直通)



※詳細については、町公式ホー
ムページをご確認ください。

○申込受付期間
12月1日(月)～26日(金)
(役場閉庁日を除く)